

应收账款质押登记制度简介及新规解读

应收账款的质押需要办理登记手续，质权自办理出质登记时设立。《应收账款质押登记办法》在经历十余年的实践之后，进行了重新修订。本次修订涉及应收账款的概念及范围、登记期限、转让登记等多个方面，对应收账款质押业务以及企业融资有重要影响。

一、应收账款质押登记制度简介

应收账款是指权利人因提供一定的货物、服务或设施而获得的要求义务人付款的权利以及依法享有的其他付款请求权。

《物权法》第 228 条规定了应收账款可以进行质押，并向信贷征信机构办理质押登记（“质权自信贷征信机构办理出质登记时设立”）。基于此，中国人民银行于 2007 年 09 月 30 日颁布了《应收账款质押登记办法》（简称“旧《办法》”），并于 2017 年 10 月 25 日修订并发布了《[应收账款质押登记办法](#)》（简称“新《办法》”）。中国人民银行据此建立了应收账款质押登记制度，并规定以中国人民银行征信中心（简称“征信中心”）作为应收账款质押的登记机构。实践中，应收账款质押一般通过征信中心建立的[登记公示系统](#)（简称“登记公示系统”）办理登记和查询。

在登记公示系统中，办理应收账款质押登记的主要流程如下：

步骤	注意事项	备注
1. 质权人与出质人 签订登记协议	- 登记协议而非出质协议，其载明的内容是双方已签订质押合同并由质权人办理质押登记。	- 质权人也可以委托他人办理登记。
2. 质权人在系统中进行 注册并填写相关	- 内容包括双方的基本信息、应收账款的描述、登记期限，	- 登记内容发生变化的，质权人应办理变更登

売掛債権質権設定登記制度についての簡潔な紹介及び新規定の解釈

売掛債権に質権を設定するには登記手続きを行わなければならない、質権は質権設定登記を行った時点で成立する。「売掛債権質権設定登記弁法」は十数年の実践を経て、再度改正された。今回の改正は売掛債権の概念及び範囲、登記期限、譲渡登記など複数の方面に及ぶものであり、売掛債権に対する質権設定業務及び企業による融資に対し重要な影響をもたらすものである。

一、売掛債権質権設定登記制度についての簡潔な紹介

売掛債権とは、権利者が一定の貨物、サービス又は施設を提供することにより取得する、代金の支払を義務者に要求する権利、及び法により享受するその他の支払請求権を指す。

「物权法」第 228 条によれば、売掛債権に質権を設定し、与信信用調査機構にて質権設定登記を行うことができる（「質権は与信信用調査機構が質権設定登記を行った時点で成立」と規定されている。同規定をもとに、中国人民銀行は 2007 年 9 月 30 日に「[売掛債権質権設定登記弁法](#)」（以下「旧『弁法』」という）、2017 年 10 月 25 日に改正後の「[売掛債権質権設定登記弁法](#)」（以下「新『弁法』」という）を公表した。これをもって、中国人民銀行は売掛債権質権設定登記制度が確立され、中国人民銀行信用調査センター（以下「信用調査センター」）が売掛債権質権設定の登記機構とされた。実践において、売掛債権質権の設定に際し、登記手続きや情報照会は、通常、信用調査センターの構築した[登記公示システム](#)（以下「登記公示システム」という）を通じて行われることになっている。

登記公示システムで売掛債権質権設定登記を行う際の主な手順は以下の通りである。

手順	注意点	備考
1. 質権者と質権設定者が設定 登記協議書を締結する	- 質権協議書ではなく、設定登記協議書であり、双方が質権設定契約書をすでに締結済みであり、質権者が質権設定登記手続きを行うことを明記する。	- 質権者は第三者に委託し、登記を行うことができる。
2. 質権者がシステムに ログイン し、係る	- その内容には双方の基本情報、売掛債権についての	- 登記内容に変更がある場合、質権者は変更登記を行

登記内容	并上传登记协议。	记； - 出质人/利害关系人可提出异议，并进行异议登记。
3. 所登记的质权消灭时，质权人 办理注销登记	- 当主债权消灭、质权实现、质权人放弃所登记的全部质权时，质权人应在 10 个工作日内办理注销登记。	- 登记期限届满前，质权人可申请展期； - 登记期限届满，质押登记失效。

二、新《办法》解读

经过 10 年实践，应收账款质押业务在中国迅速发展，为适应市场发展需求，进一步切合业务实际，中国人民银行出台了新《办法》，并已于 2017 年 12 月 01 日起正式实施。本次修订涉及应收账款的概念及范围、登记期限、转让登记等方面，将对应收账款质押业务产生重要影响。新《办法》主要修订如下：

修订项目	简要说明
1. 修订了应收账款的范围，相比旧《办法》有所扩大	- 定义部分，新《办法》将应收账款定义为：“应收账款是指权利人因提供一定的货物、服务或设施而获得的要求义务人付款的权利以及依法享有的其他付款请求权，包括现有的和未来的金钱债权，但不包括因票据或其他有价证券而产生的付款请求权，以及法律、行政法规禁止转让的付款请求权。”相比于旧《办法》，增加“依法享有的其他付款请求权”作为兜底条款，并排除“法律、行政法规禁止转让的付款请求权”作为应收账款。 - 列举部分，新《办法》将原来规定的“提供服务产生的债权”细化为“供医疗、教育、旅游等服务或劳务产生的债权”，将原来的列举项中的“公路、桥梁、隧道、渡口等不动产收费权”修改为“能源、交通运输、水利、环境保护、市政工程等基础设施和公用事业项目收益权”，并将“其他以合同

登記内容を 記入する	説明、登記期限が含まれ、また、登記協議書のアップロードを行う	わなければならない。 - 質権設定者/利害関係者は異議を申し立て、異議登記を行うことができる。
3. 登記している質権が消滅した場合、質権者が 抹消登記を行う	- 主たる債権が消滅し、質権が実現し、質権者が登記された質権を全て放棄した場合、質権者は 10 業務日以内に抹消登記を行わなければならない。	- 登記期限が満了する前に、質権者は期間延長を申請することができる。 - 登記期限の満了をもって、質権設定登記は失効する。

二、新「弁法」の解釈

10 年間の実践を経て、売掛債権質権設定業務は中国で急速に発展することができた。市場発展の需要に適応し、さらに実務に沿うべく、中国人民銀行は新「弁法」を公布し、すでに 2017 年 12 月 1 日から正式に実施されている。今回の改定は売掛債権の定義及び範囲、登記期限、譲渡登記などに及んでおり、売掛債権質権設定業務に重要な影響をもたらしたと考えられる。新「弁法」では、主に以下の通り改められている。

改定項目	簡潔な説明
1. 売掛債権の範囲を改め、旧「弁法」と比べ、拡大された	- 定義の部分では、新「弁法」は、売掛債権の定義を「売掛債権とは、権利者が一定の貨物、サービス又は施設を提供することにより取得する代金支払を義務者に要求する権利、及び法により享受するその他の支払請求権を指し、現有の及び将来の金銭債権を含むが、手形又はその他の有価証券により発生する支払請求権、及び法律、行政法規により譲渡が禁止される支払請求権は含まれない。」としている。旧「弁法」と比べると、「法により享受するその他の支払請求権」を包括的条項として新たに追加しており、「法律、行政法規により譲渡が禁止される支払請求権」を売掛債権から排除している。 - 列举の部分では、新「弁法」は、旧規定での「サービスの提供により発生する債権」を詳細化し、「医療、教育、旅行などのサービス又は労働の提供により発生する債権」としており、旧規定で列举されていた「道路、橋梁、トンネル、フェリーふ頭などの不動産料金徴収権」を「エネルギー、交通輸送、水利、環境保護、

	为基础的具有金钱给付内容的债权”作为兜底条款。
2. 调整了登记期限	- 新《办法》调整了登记期限，从“1-5”年扩展为“0.5-30 年”，以更好地满足账期较短的普通贸易类应收账款质押，以及账期较长的基础设施和公用事业特许经营管理权质押的需要。
3. 新增转让登记的规定	- 转让和质押是应收账款融资的两种形式。新《办法》第 33 条增加应收账款转让登记参照质押登记办理的条款，弥补中国应收账款转让以及保理业务登记的立法缺失，降低实际业务中交易一方（质权人或受让人）面临的一笔应收账款同时被质押和转让，或被重复转让的风险。 - 转让登记虽为非强制性规定，但有助于引导更多市场主体开展登记与查询，保护交易安全。
4. 其他修订内容	- 异议登记有效期从 15 日扩展至 30 日； - 新增质权人迟延履行注销登记的法律責任； - 新增仲裁裁决作为撤销质押登记或异议登记的依据； - 新增关于登记费用的规定。

三、 重点关注

结合本次修订的内容，在现有的应收账款质押登记制度下，律师建议企业在办理应收账款质押业务时重点关注如下事项：

1. 当企业作为出质人时，新《办法》扩大了可质押的应收账款的范围，例如，实务操作中讨论较多的银行理财、信托等各类资产管理机构的资产管理产品，在新《办法》下均可能作为以合同为基础、具有金钱给付内容的债权进行应收账款质押。
2. 当企业作为质权人时，建议着重审查应收账款是否真实、合法、有效，具体包括如

	市政工事などのインフラ施設及び公共事業プロジェクトの収益権」に改め、包括的条項として「<u>その他契約に基づく、金銭の給付を内容とする債権</u>」を定めている。
2. 登記期限の調整	- 新「弁法」では、登記期限を「1-5」年から「0.5-30 年」へと延長している。これによって、支払周期がやや短い普通貿易類における売掛債権の質権設定、並びに支払周期がやや長いインフラ施設及び公共事業フランチャイズ管理権の質権設定について、それぞれの需要がより確実に満たされることになる。
3. 譲渡登記に係る規定の新規追加	- 譲渡及び質権設定は、売掛債権融資の 2 つの形式である。新「弁法」第 33 条に売掛債権譲渡登記を質権設定登記に参照し行う条項が追加されたことによって、中国における売掛債権譲渡及びファクタリング業務の登記について、立法上、網羅されていない部分を補い、また実際の業務で取引当事者（質権者又は譲受者）が直面している、同一の売掛債権に質権を設定されたうえで同時に譲渡されること、又は二重譲渡されるリスクを軽減する。 - 譲渡登記は強行規定ではないものの、より多くの市場主体が登記及び情報照会を行い、取引の安全を守るよう導くうえで有益である。
4. その他の改定内容	- 異議登記の有効期間は 15 日から 30 日へと延長された。 - 質権者が抹消登記手続きを遅滞した場合の法的責任を新たに追加した。 - 仲裁判断が質権設定登記又は異議の登記を取り消すための根拠となることを新たに追加した。 - 登記費用に関する規定を新たに追加した。

三、 重点的に注意を払うべき事項

今回の改正内容を踏まえ、現在の売掛債権質権設定登記制度のもとでは、企業は売掛債権質権設定業務を取り扱う際に以下の事項に重点的に注意を払うのが望ましい。

1. 新「弁法」では、企業が質権設定者である場合について、質権を設定できる売掛債権の範囲を拡大した。例えば、実務上よく検討されている銀行の財テク商品、信託など各種の資産管理機構の資産管理製品について、新「弁法」に基づくならば、いずれも契約に基づく金銭の給付を内容とする債権として、売掛債権質権設定を行うことが可能である。
2. 企業が質権者である場合、売掛債権の真实性、適法性、有効性に重点を置いて審査するこ

下方面：

- (1) 真实性：确认应收账款基础合同的真实性，以及是否有明确的债务人、履行期限、履行情况、合同编号等基础信息；核实应收账款是否存在，以及剩余应收账款金额。
 - (2) 合法性：确认应收账款是否违反法律的禁止性规定，或是否存在明显的可撤销、可变更、被认定为无效或解除的情形；是否属于因票据或其他有价证券而产生的付款请求权，以及法律、行政法规禁止转让的付款请求权（例如，《担保法》第 61 条规定，最高额抵押的主合同债权不得转让）。
 - (3) 有效性：基础合同条款中是否存在限制转让、影响质权实现、债权追索的条款或风险；是否存在超过诉讼时效的情形或风险；通过查询登记公示系统等方式，确认是否存在在先质押等。
3. 从实务经验角度，在企业办理应收账款质押登记时：
- (1) 在登记公示系统进行应收账款质押登记时，应当将其对应的基础债权的基本信息予以详细记载，足以使应收账款能够特定化。
 - (2) 质权人在办理应收账款质押登记之后，还应当及时通知出质人的债务人，以避免该债务人向出质人履行付款义务，从而导致质押权灭失。在该通知中，质权人可以要求该债务人对被质押的应收账款的真实性及其有效存续进行确认，同时要求其在收到通知后不得直接向质权人进行清偿等。

（里兆律师事务所 2018 年 05 月 18 日编写）

とが望ましい。具体的には、以下の方面の事項が含まれる。

- (1) 真实性：売掛債権の基礎契約の真实性、及び明確な債務者、履行期限、履行状況、契約番号などの基本情報が存在するかどうかを確認する。売掛債権が確実に存在しているかどうか、残りの売掛債権の金額について、真偽を確認する。
 - (2) 適法性：売掛債権が法律の禁止規定に違反しているかどうか、または明らかに取消可能、変更可能、無効と認定され、あるいは解除されるような状況があるかどうか。手形又はその他の有価証券により生じる支払請求権、及び法律、行政法規により譲渡が禁止される支払請求権（例えば、「担保法」第 61 条では、根抵当権の主契約における債権を譲渡してはならないと規定される）に該当するかどうかを確認する。
 - (3) 有効性：基礎契約の条項に譲渡、質権の実現、債権回収に制限をかける条項又はリスクがあるかどうか。訴訟時効を経過した状況又はリスクがあるかどうか。登記公示システムなどで照会することにより、すでに質権が設定されたかどうかを確認するなど。
3. 実務経験を踏まえるならば、企業は売掛債権質権設定登記を行うにあたり、
- (1) 登記公示システムにて売掛債権質権設定登記を行う際に、対象となる売掛債権を特定できるよう、基礎債権の基本情報を詳しく記載しなければならない。
 - (2) 債務者が質権設定者に対し支払義務を履行してしまい、質権が消滅するといったことが発生しないように、質権者は売掛債権質権設定登記を行った後、質権設定者の債務者にも遅滞なく通知を行わなければならない。当該通知では、質権者は債務者に対し、質権が設定された売掛債権の真实性及びそれが有効に存続しているかどうかを確認するよう要求し、また、通知を受け取った後においては、直接質権者に債務を弁償してはならないと要求することができる。

（里兆法律事務所が 2018 年 5 月 18 日付で作成）